

2023年9月25日

お客さま 各位

長浜信用金庫

当座勘定規定の改定について

平素は、格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、下記のとおり当座勘定規定の改定を行いますので、お知らせいたします。

改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用をされますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和5年10月2日（月）

2. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）

3. 改定内容

改定後	改定前
第9条（支払の範囲） (1)（省略） <u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u> <u>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u>	第9条（支払の範囲） (1)（省略） (第2項を新設) <u>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u>
第28条（規定の変更） (1)（省略） (2)（省略） (3) 前二項による変更は、公表の際に定める <u>相当な期間</u> を経過した日から適用するものとします。	第28条（規定の変更） (1)（省略） (2)（省略） (3) 前二項による変更は、公表の際に定める <u>1か月以上の相当な期間</u> を経過した日から適用するものとします。

以上